

平成 23 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 東京電力株式会社
代表者名 取締役社長 清水 正孝
(コード番号：9501 東証・大証・名証第1部)
問合せ先 総務部株式グループマネージャー 大槻 陸夫
(TEL. 03-6373-1111)

平成 23 年 3 月期計算書類等に係る監査報告書受領に関するお知らせ

平成 23 年 3 月期の計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類につきまして、当社は、追記情報とともに無限定適正意見を表明した監査報告書^(※)を、会計監査人から昨日受領し、また本日、会計監査人の監査の方法及び結果が相当であることを認める旨の当社監査役会の監査報告書を受領いたしましたので、お知らせいたします。

(※) 追記情報として、下記の内容が記載されている。

1. 東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、わが国の原子力損害賠償制度上、会社は原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年 6 月 17 日 法律第 147 号。以下「原賠法」という）の要件を満たす場合、賠償責任を負うこととされている。従って、会社の財務体質が大幅に悪化し継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。

会社は原子力事故の収束と安全性の確保、電力の安定供給を確保するための設備投資、高騰する化石燃料の手当等に相当な資金が必要となる一方で、社債の発行及び金融機関からの借入等の資金調達も極めて厳しい状況にあることを踏まえ、こうした補償を確実に実施するために、原子力経済被害担当大臣に対し原賠法第 16 条に基づく国の援助の枠組みの策定をお願いした。

それに対して、政府より「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて（平成 23 年 5 月 13 日 原子力発電所事故経済被害対応チーム 関係閣僚会合決定）」が公表された。この枠組みでは、会社は新設される支援組織（以下「機構」という）から必要な資金の援助を受け、責任をもって補償を行うこととされている。また、電力の安定供給の維持及び金融市場の安定等を考慮し、会社は機構に対し毎年の事業収益等を踏まえて設定される特別な負担金を支払うこととされている。会社は徹底した経営合理化による費用削減や資金確保に取り組み、この枠組み

の中で賠償責任を果たしていく予定である。しかし、枠組みの詳細については今後の検討に委ねられていることや、立法化については今後国会での審議が必要となることを踏まえ、現時点では継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる。

計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。

2. 東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、わが国の原子力損害賠償制度上、会社は原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年6月17日 法律第147号）の要件を満たす場合、賠償責任を負うこととされている。また、その賠償額は原子力損害賠償紛争審査会が今後定める指針に基づいて算定されるなど、現時点では賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。
3. 原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は安定的冷却状態が確立し原子炉内の状況を確認した後の判断となる。したがって、平成23年5月17日に公表した「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」において具体的なロードマップを示していない中長期的課題に係る費用または損失については、燃料取出しに係る費用も含め変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。
4. 福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。
5. 「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

以 上